

福井県報

第 2021 号
平成 2 1 年
3 月 3 1 日(火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

告示

○産業廃棄物処理施設の設置許可申請

(一七六・廃棄物対策課)……………一

○社会福祉法人の設立の認可(一七七

・子ども家庭課)……………二

○都市計画事業の事業計画の変更の認

可(一七八～一八〇・都市整備課)……………二

○証紙売りさばき人の指定(一八一・

会計局)……………二

※福井県財務規則第二百三条第一項の

規定に基づく指定金融機関等の指定

の一部を改正する告示(一八二・同)……………三

○建設業法に基づく建設業者の所在地

またはその所在が確知できなかった

旨の公告(土木管理課)……………三

○福井県土地利用基本計画の変更(同)

○政府調達に関する協定の適用を受け

る調達契約に係る一般競争入札の落

札者の決定(道路建設課)……………四

○福井県指定文化財の指定(一・二・

文化課)……………八

○福井県指定文化財の指定(一・二・

文化課)……………八

○福井県指定文化財の指定(一・二・

文化課)……………八

○福井県指定文化財の指定(一・二・

文化課)……………八

○福井県指定文化財の指定(一・二・

文化課)……………八

内水面漁場管理委員会告示

○この取扱いの制限(七)……………八

○この取扱いの制限に係る水域の範

囲(一)……………九

告示

福井県告示第176号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定による設置許可申請があったので、同法第15条第4項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この申請書については、福井県庁、福井健康福祉センターおよび丹南健康福祉センターにおいて、平成21年4月1日から平成21年4月30日までの1か月間、一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

1 申請者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名

株式会社北陸環境サービス

代表取締役 木下高廣

福井市三郎丸1丁目207番地

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

福井市白滝町42字下岩ヶ谷1番、2番、3番

福井市白滝町67字南向岩ヶ谷1番1、

2番

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第3号に掲げる汚泥の焼却施設、同施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設、同施行令第7条第8号に掲げる廃プラスチック類の焼却施設および同施行令第7条第13

の2号に掲げる産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ

スチック類、紙くず、木くず、繊維くず、

動物植物性残さ、動物系固形不燃物、ゴムく

ず、*金属くず、*「ガラスくず、コンク

リートくず(工作物の新築、改築又は除去

に伴つて生じたものを除く)、*かれき

類

(*)印の3廃棄物については、感染性廃棄物および節下廃棄物に限る。)

申請年月日 平成21年2月27日

縦覧場所

(1) 福井市大手3丁目17-1

福井県安全環境部廃棄物対策課

(2) 福井市西木田2丁目8-8

福井健康福祉センター

環境廃棄物対策課

(3) 鯖江市水落町1丁目2-25

丹南健康福祉センター

環境廃棄物対策課

7 利害関係者からの意見

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、福井県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(1) 意見書の提出期限

平成21年5月14日

(2) 意見書の提出先

福井市西木田2丁目8-8

福井健康福祉センター

環境廃棄物対策課

鯖江市水落町1丁目2-25

丹南健康福祉センター

環境廃棄物対策課

(3) 記載事項

意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに氏名および住所、対象事業の名称を日本語により記載すること

を要する。

また、意見書は、提出期限までに提出すること

を要する。

また、意見書は、提出期限までに提出すること

を要する。

また、意見書は、提出期限までに提出すること

なし

福井県告示第177号

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条第1項の規定に基づき、社会福祉法人の設立を認可したので、次のとおり告示する。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

- 1 認可年月日
平成21年3月18日
- 2 社会福祉法人の名称
社会福祉法人 西田福祉会
- 3 主たる事務所の所在地
福井県三方上中郡若狭町田井第94号4番地の1

福井県告示第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

- 1 施行者の名称
勝山市
- 2 都市計画事業の種類および名称
勝山市都市計画下水道事業
勝山市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和52年2月22日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分

福井県告示第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

- 1 施行者の名称
鯖江市
- 2 都市計画事業の種類および名称
丹南都市計画下水道事業
鯖江市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年11月12日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

(1) 収用の部分

昭和49年福井県告示第1001号、昭和54年福井県告示第809号、昭和60年福井県告示第687号、平成元年福井県告示第865号、平成4年福井県告示第261号、平成5年福井県告示第907号、平成7年福井県告示第812号、平成10年福井県告示第867号、平成12年福井県告示第831号、平成16年福井県告示第552号の事業地のうち、鯖江市西番町17字、鯖江市西番町18字、鯖江市西番町19番の一部を削る。

(2) 使用の部分

なし

福井県告示第180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）

第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

- 1 施行者の名称
越前市
- 2 都市計画事業の種類および名称
丹南都市計画下水道事業
越前市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和45年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
なし

福井県告示第181号

福井県証紙条例（昭和39年福井県条例第14号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり証紙売りさばき人を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

証紙売さばき人の住所および名称	証紙売さばき場所	指定年月日
坂井市春江町針原58-10	(1) 大野市新在家11-1 大野自動車学校	平成21年4月1日
社団法人 福井県指定自動車教習所協会	(2) 小浜市府中14号23番地 小浜自動車学校	
	(3) 勝山市上高島10字1の1番地 勝山自動車学校	
	(4) あわら市自由ヶ丘1丁目1番29号 金津自動車学校	

(5)	鯖江市御幸町1丁目3番20号 鯖江自動車学校	
(6)	越前市八幡2丁目99-44 武生自動車学校	
(7)	越前市家久町57-3 中部自動車学校	
(8)	敦賀市木崎54-23 敦賀自動車学校	
(9)	敦賀市金山28号1番地 敦賀中央自動車学校	
(10)	福井市つくし野1丁目1001番地 新田塚自動車学校	
(11)	福井市上北野1丁目23番15号 福井自動車学校	
(12)	福井市大土呂町17-38 北陸自動車学校	

福井県告示第1822号

福井県財務規則第203条第1項の規定に基づき指定金融機関等の指定(昭和59年福井県告示第276号)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

収納代理金融機関の表の備考中「徴収金」の次に「および地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号に掲げる寄附金」を加える。

公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2第1項の規定に基づき、次の建設業者の営業所の所在地またはその所在が確知できないので、その旨を公告する。

当該建設業者は、福井県土木部土木管理課まで申し出らるたい。

なお、この公告の日から30日経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定に基づき、当該建設業者の許可を取り消す。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

許可番号	許可年月日	建設業者の商号または名称、主たる営業所の所在地および代表者の氏名
(般-18)第3131号	平成18年11月18日	株式会社伊東ハウス
(般-18)第3131号	平成19年2月16日	福井県福井市栄町14-2
(般-20)第3131号	平成20年6月4日	代表取締役 坂下 昇

福井県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

変更の要旨

- 1 農業地域の縮小 31ヘクタール
- 2 森林地域の縮小 8ヘクタール
- 3 計画図の変更

次の図のとおり(「次の図」は省略し、福井県土木部土木管理課において縦覧に供

する。)

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第12条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年3月31日

福井県知事 西川 一誠

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
道路改良工事（地域連携推進（国道））
ホノケ山トンネル（仮称）奥野々工区
延長 1,468.0m（トンネル
延長1,468.0m）

総幅員 8.5m

車道幅員 6.0m

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県丹南土木事務所
福井県越前市上太田町42-1-1

- 3 落札者を決定した日
平成20年12月18日

- 4 落札者の名称および所在地
株式会社桑原若狭支社、株式会社市川工務店滋賀支店、道路改良工事（地域連携推進（国道））ホノケ山トンネル（仮称）奥野々工区特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社桑原若狭支社 副支社長 近藤幸一
小浜市平野第22号2番地の1
構成員 株式会社市川工務店滋賀支店
支店長 田口朗
滋賀県米原市梅ヶ原1412番地

- 5 落札金額

2,816,100,000円（税込み）

平成21年3月31日(火)

福井県報第2021号

)

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
平成20年8月8日

議 会 告 白

福井県議会告示第1号

福井県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年3月31日

福井県議会議長 山岸 猛夫

福井県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する告示

福井県政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成20年福井県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

様式第6号および様式第7号を次のように改める。

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

福井県議会議長 様

印

政務調査費収支報告書（会派）

福井県政務調査費の交付に関する条例第11条第 項の規定により、下記のとおり 年度の政務調査費の収支を報告します。

記

1 収 入

項 目	収 入 額 (円)	備 考
政務調査費		
利息収入		
自己負担金		
合 計		

2 支 出

項 目	支 出 額 (円)	備 考
調査研究費		
研修費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
事務費		
人件費		
合 計		

3 残 金 _____ 円

政務調査費集計表

(単位:円)

使途項目	収入/支出	収入、支払科目															収入額	総計	
		旅費	会議等負担金	食糧費	謝金等報償費	使用料	委託料	消耗品費	備品費	印刷製本費	通信運搬費	燃料 光熱水費	修繕料	広告料	人件費	その他			
政務調査費	収入																		
利息収入	収入																		
自己負担金	収入																		
収入合計																			
調査研究費	支出																		
研修費	支出																		
会議費	支出																		
資料作成費	支出																		
資料購入費	支出																		
広報費	支出																		
事務費	支出																		
人件費	支出																		
支出合計																			
総合計																			

様式第7号(第5条関係)

年 月 日

福井県議会議長 様

印

政務調査費収支報告書(議員)

福井県政務調査費の交付に関する条例第11条第 項の規定により、下記のとおり 年度の政務調査費の収支を報告します。

記

1 収入

項目	収入額(円)	備考
政務調査費		
利息収入		
自己負担金		
合計		

2 支出

項目	支出額(円)	備考
調査研究費		
研修費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
事務費		
人件費		
合計		

3 残金 _____ 円

政務調査費集計表

(単位:円)

使途項目	収入/支出	収入、支払科目																
		旅費	会議等負担金	食糧費	謝金等報償費	使用料	委託料	消耗品費	備品費	印刷製本費	通信運搬費	燃料 光熱水費	修繕料	広告料	人件費	その他	収入額	総計
政務調査費	収入																	
利息収入	収入																	
自己負担金	収入																	
収入合計																		
調査研究費	支出																	
研修費	支出																	
会議費	支出																	
資料作成費	支出																	
資料購入費	支出																	
広報費	支出																	
事務費	支出																	
人件費	支出																	
支出合計																		
総合計																		

様式第10号および様式第11号を次のように改める。

様式第10号(第6条関係)

支払証明書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使 途 内 容	費用内容	政務調査費充当額	摘 要
						(支払額)	
						円	距 離 km 按分率
						(円)	摘 要
						円	距 離 km 按分率
						(円)	摘 要
						円	距 離 km 按分率
						(円)	摘 要
						円	距 離 km 按分率
						(円)	摘 要

(注1) 旅費の場合、「摘要」欄に「目的地」および「移動距離(km)」を記載すること。

(注2) 按分により支出を行った場合、「摘要」欄に「按分率」を記載すること。

(注3) 政務調査費充当額と異なる場合、「支払額」を記載する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者

会派にあつては名称および代表者名
議員にあつては議員名

印

様式第11号(第6条関係)

領収書等添付票

整理番号	支払年月日	年 月 日
	使途項目	支出科目
使 途 内 容		
	費用内容	摘 要
政務調査費充当額 (支払額)	円	按分率:
	(円)	充当根拠:
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類		

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の様式第10号および様式第11号は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第1号

福井県文化財保護条例(昭和34年福井県条例第39号)第4条第1項および第38条第1項の規定に基づき、次の文化財を福井県指定文化財に指定するので、同条例第4条第4項および第38条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

福井県教育委員会

有形文化財の指定 2件

種 別	名 称	数 量	所 在 地	所 有 者
彫刻	木造聖観音立像	1 躯	小浜市小浜神田98	誓願寺
彫刻	木造千手観音立像	1 躯	小浜市青井1-11-1	高成寺

無形民俗文化財の指定 1件

種 別	名 称	所 在 地	管 理 団 体
無形民俗	海士坂の送り盆	三方上中郡若狭町海士坂	海士坂区

福井県教育委員会告示第2号

福井県文化財保護条例(昭和34年福井県条例第39号)第4条第1項の規定に基づき、次の文化財を福井県指定文化財に追加指定するので、同条例第4項の規定により告示する。これに併せて、福井県文化財保護条例の規定による指定(昭和57年福井県教育委員会告示第8号)の一部を次のように改める。

平成21年3月31日

福井県教育委員会

有形文化財の追加指定 1件

種 別	名 称	数 量	所 在 地	所 有 者
建造物	常宮神社拝所・中門	2 棟	敦賀市常宮13-11	常宮神社

名称変更

昭和57年福井県教育委員会告示第8号の表中

名 称	数 量	所 在 地
常宮神社本殿	1 棟	敦賀市常宮13西ノ前16-1

を

名 称	数 量	所 在 地
常宮神社 本殿、拝所、中門	3 棟	敦賀市常宮13-11

に改める。

内水面漁業管理委員会告示

福井県内水面漁場管理委員会告示第7号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項および第130条第4項の規定に基づき、こい(マゴイおよびニシキゴイをい

う。以下同じ。)の取扱いについて次のように指示する。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

平成21年3月31日

福井県内水面漁場管理委員会

会長 堂前 武司

第1 指示の内容

公共用水面およびこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生または発生している疑いがあると福井県知事が認めた場合は、当該水域においては、福井県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出し他の水域に放流してはならない。

この場合、福井県内水面漁場管理委員会は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

第2 指示の期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

内水面漁業管理委員会告示

福井県内水面漁場管理委員会告示第1号

福井県内水面漁場管理委員会告示第7号に基づき水域の範囲を次のように定める。

平成21年3月31日

福井県内水面漁場管理委員会

会長 堂前 武司

1 早瀬川水系(久々子湖、水月湖、菅湖、三方湖ならびにこれらの湖に接続する河川本流および支流)

2 九頭竜川水系(九頭竜川本流および支流)

3 大聖寺川水系。ただし、福井県内の水域

に限る。(大聖寺川、北潟湖ならびに接続する河川本流および支流)

平成二十一年三月三十一日印
平成二十一年三月三十一日発

刷行

発行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一九一〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一号 福井県
福井県坂井市春江町中庄六一―三二 (株)エクスシート

☎ 五五六七八番